

東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見

～あらたな局面を迎えた東京農業・農地の将来像の明確化に向けて～

今日の東京農業は、都市農業振興基本法制定以降、市街化区域においては改正生産緑地法及び都市農地貸借円滑化法の施行により、都市農業・農地を保全する制度が整い、利活用を積極的に進める時期を迎えている。また、市街化区域以外の地域においては、対象範囲が拡大した農地中間管理事業をはじめ、関係法制度の周知・活用により地域ごとに農地利用の最適化に向けた取り組みが進められている。

このような情勢にあつて、今後、東京の農業・農地が恒久的に継承され、都民に期待される「農業・農地のある東京」を実現するためにも、大都市東京独自の政策を構築することが必要である。

よって、東京都におかれては、農業・農地の保全施策において下記事項を実現されるよう、東京都農業会議臨時総会の総意をもって、意見を提出する。

記

1. 「東京農業を振興し、農地を守る基本条例(仮称)」の制定

東京の農地は、東京都民の生命と生活を守り、安全安心な“わがまち東京”を継承する都民の貴重な財産である。都市農業振興基本法の制定から5年を迎え、実効性のある行動が求められる今こそ、都民の総意として、気候変動対策にも資する東京の農業・農地を守る姿勢を明確に宣言する「東京農業を振興し、農地を守る基本条例(仮称)」を制定すること。

2. 都市農地を継承するための施策の確立

(1) 2023年以降に申出基準日が到来する生産緑地への対応

特定生産緑地については、2022（令和4）年に、はじめての指定を迎える。2023（令和5）年以降にも順次指定作業が行われ、制度周知は不可欠であることから、引き続き、自治体や関係機関の取り組みを支援すること。

(2) 生産緑地の貸借に関する相談および支援体制の強化

平成30年9月に施行した都市農地の貸借の円滑化に関する法律により、令和3年3月末までの間に、市民農園を除き110件、約22haを超える貸借が行われている。このことは、貸し手・借り手ともに潜在需要が大きいことを示すものであり、今後も周知・活用を進めることが必要である。また、生産緑地の貸借に関する意向調査では、借り入れる条件として、農業委員会等の「安心できる仲介者がいること」との回答が約6割あることから、借り手と貸し手の相談に対し、きめ細かい対応が可能となる区市や農業委員会における相談業務の体制強化を支援する施策を構築すること。

(3) 都市農地保全に向けた田園住居地域等の新たな指定に対する支援

田園住居地域や地区計画制度の指定をしようとする自治体に対し、計画策定等に対する包括的な支援を行う体制を構築するとともに予算の確保を図ること。さらに、自治体による計画策定等の取組を後押しするため、モデル区市を設定し重点的に支援する事業を創設すること。

3. 地域の特色をいかした農業の支援

(1) 農業振興地域に対する独自支援策の構築

農業振興地域は重点的に農業を振興すべき地域であることから、国の施策のみならず、都においても独自の支援策を確立して積極的に振興をはかること。とりわけ都市近郊に位置する農業振興地域では近年、有効な振興施策が実施されてこなかったことから、「山村・離島振興施設整備事業」等と同等の支援事業を構築し、後継者や新規就農者、定年就農など多様な担い手を育成するとともに所得確保に対する徹底した支援を行うこと。

(2) 基盤整備の促進

市街化調整区域も含め生産振興や生産効率の向上には農道等の基盤整備が不可欠であることから、小規模土地改良事業の予算を拡充するとともに補助率を引き上げること。

(3) 島しょ農業の振興

島しょ地域の基幹産業である農業を振興するため、各島の状況を踏まえ、基盤整備や担い手確保、就農者の住居の確保、農産物の販売促進、地産地消の促進、6次産業化の支援、試験研究、コスト低減などの取組に対し支援を強化すること。

4. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による被害の増大は、農業者自身に営農意欲があっても耕作をあきらめざるを得ない状況を生んでおり、耕作放棄地が発生する要因にもなっている。また、外来生物の増加も看過できない課題となっている。そこで、関係予算を拡充し、被害を防ぐ緊急的な対策と、鳥獣の数を減らす抜本的な対策の両面で取組を強化すること。

また、関係部局の連携を強化して区市町村や農業者、農業団体の取組を総合的に支援する体制を整備すること。

さらに、都市地域にあっても近年、有害鳥獣の増加が深刻化しており、農業生産はもとより都市住民の生活環境にも影響を及ぼしていることから有効な対策を早急に構築すること。

令和3年8月18日

一般社団法人 東京都農業会議 臨時総会